

民主とっとり 要望項目一覧

令和8年度9月補正分

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
危機管理政策課	1 令和8年熊本地震の災害支援について 熊本地震の災害復旧に際しては、長期にわたる可能性もある。人的支援、物資支援など十分な支援を継続的に行うこと。	令和8年熊本地震では、本県は熊本県氷川町（対口支援先）に対して、避難所運営や罹災証明の発行支援等に係る人的支援を市町村と連携して実施しているほか、県が整備するブルーシート（約5,000枚）やトイレカー（3台）、シャワーカー（1台）等の物的支援も行っている。 今後も、被災地の復旧・復興に向けて、県内市町村や中国地方知事会等の関係団体と緊密に連携し、フェーズに応じた支援を機動的に行っていく。
税務課、財政課	2 消費税減税に伴う対応について （1）消費税減税に伴い、地方の行財政運営に影響がないよう、地方の財源の確保、充実について国に働きかけること。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえ、社会保障費の安定財源の確保は喫緊の課題と考える。本県は、物価高騰対策としての消費税減税の検討については、消費税の大部分が社会保障費に充当されていること及び消費税収の約4割弱は地方分であり地方の基幹税となっていることを十分に踏まえ、地方の減収に対しては必要な財源措置を確実に講じるよう8月6日に国に要望しており、引き続き国に働きかけていく。 また、飲食料品に係る消費税率引下げとあわせて検討されている「所得に連動したきめ細かな給付」の導入に当たっては国の責任において必要な財源の全額を措置するなど、消費税率の引き下げに関連して地方財政の負担増が生まれることがないよう、8月10日に行われた「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場において、全国知事会を通じて国に働きかけた。
農林水産政策課	（2）飲食料品消費税率1%の実施によって、適切な仕入れ税額控除が受けられず収入が減少することになる免税事業者や簡易課税事業者（農家）が、損をしないような対策を講じるよう国に働きかけること。	政府が飲食料品の消費税率を令和9年4月から2年間、8%から1%に引き下げる方針を閣議決定したことを踏まえ、「食品消費税率1%」の減税措置により影響が生じる農業者や漁業者等の負担軽減策について、今後国が検討すると報じられていることから、動向を注視するとともに、農業者等への負担に配慮した消費税減税の制度設計や負担軽減策の着実な実施について必要に応じて国に要望していく。
政策戦略局協働参画課	3 NPO法人の支援について 物価高の長期化等で厳しい運営に直面するまちづくり法人などのNPO法人を対象にした補助制度を創設すること。併せて、国にも物価高に苦しむNPO法人を対象とする補助制度を設けるように要請すること。	県内NPO法人への支援については、NPO法人を一律とした運営に対する補助制度はないが、（公財）とっとり県民活動活性化センターを通じた法人運営に関する相談対応や専門家の派遣のほか、地域づくり活動など事業に応じた支援を行っているところである。 物価高騰対策については、NPO法人が運営する子ども食堂や福祉事業など、事業内容に応じて支援の対象としているものもあり、引き続き、センター等を通じて運営等に関する現状を確認してまいりたい。 なお、県内中小企業の持続的な賃上げと生産性向上等を一体的に進める「鳥取県賃上げ・生産性向上支援補助金」を実施しているところであり、NPO法人の営利部門（レストラン、小売等）について、従業員の平均3%以上の賃上げ等の要件を満たしている場合には補助対象となり得るため、NPO法人に対しても活用を働きかけてまいりたい。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
観光交流局 交流推進課、 未来創造課、 家庭支援課	4 ブラジル鳥取県人会の活動支援及び人財育成への協力・支援について ブラジルの日本人学校への教師派遣の継続とともに、ブラジル鳥取県人会の活動（交換留学生の相互交流、柔道・剣道、華道・茶道など日本文化交流等）の充実を支援すること。さらに、次世代を担う人財育成や相互理解の深化に向けて、アンコンシャスバイアスやDV対策等のジェンダー平等に対する鳥取県の取組について情報提供を検討すること。	第二アリアンサ鳥取村の日本語・日本文化教育の支援と文化交流の推進のため、日本語教師派遣については今後も継続して実施する。 ブラジル鳥取県人会の活動については、会員相互の親睦や各種講習等の活動、郷土芸能の伝承活動等に対して支援しているところであるが、今後も鳥取県出身者の親睦と福祉の向上が図られ、有意義な活動が行われるよう支援を続ける。 アンコンシャス・バイアスやDV対策等に対する鳥取県の取組について、性別によるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた県民運動（ロールモデル支援や対話を通じた行動変容の促進等）、一時保護解除後のDV被害者の自立を支援するステップハウスの設置、中学生・高校生等の生徒・学生を対象に継続的に実施している「デートDV予防学習会」等、本県の先進的な取組をブラジル鳥取県人会に情報提供した。
子育て王国課	5 遊び場の充実について 猛暑により、屋外で子どもが遊べない。鳥取砂丘こどもの国及び、その他の県有施設等において、屋根付きの全天候型で遊べる場所の充実、増設について検討すること。	全天候型で遊べる場所として、鳥取砂丘こどもの国では多目的ホールや工作ができる屋内工房を設置しているほか、水の遊び場近くに日陰が欲しいとの声に応え、UAEとの友好の証であるパーゴラを設置し、屋根付きで遊べる場所の充実を図ったところである。 また、屋内の遊び場であるエースパックなしっこ館や夢みなとタワー等その他の県有施設についても、子育て王国とっとりサイトで情報を発信している。 加えて、より身近な遊び場である市町村施設の充実のため、市町村に鳥取県子育て市町村応援交付金を活用した設備整備を働きかけしており、引き続き子どもの遊び場確保について、関係者から御意見を伺うとともに、天候を問わず遊べる場所の情報発信をわかりやすく行っていく。
健康医療局 医療政策課、 病院局 総務課	6 県中部における分娩・産婦人科体制について 県中部において分娩が可能な医療機関が来年度は県立厚生病院のみになる可能性があるが、里帰り出産も含めて安心して出産できるよう、厚生病院において万全の体制を確立するとともに安心の周知も含めた住民の不安払しょくに取り組むこと。	県中部圏域における分娩施設が県立厚生病院のみとなる可能性があるが、中部医療圏において安心して分娩できる環境の整備に向け、母子同室病床の増設や個室整備、セキュリティ整備などに対する支援を9月補正予算案において検討するなど、これまでどおり安心して分娩できる分娩体制を構築していく。 【9月補正】 ・地域で安心して分娩できる環境整備事業 103,384千円
病院局 総務課	7 県立病院における看護師確保について 県立病院の看護師確保を図るため、特に業務に慣れない新規採用者や若年層の早期離職を防ぎ、安心して業務に取り組める育成・サポート体制及び段階的にスキルアップを図ることができる環境整備に一層配慮すること。	これまで新規採用看護師に対しては、集合研修に加え、実地指導者や職員に伴走しながら業務及び精神面のサポートを行う先輩看護師からのOJTによる指導・支援のもとに県立病院看護師としての成長を促してきたところである。 今後、所属長、指導者等との面談機会を増やすなどコミュニケーションを密に図りながら、一層きめ細かいサポートを図っていくとともに、若手看護師のスキルアップのため、育児支援に配慮しつつ、看護実践能力の習熟に応じて段階的にスキルアップを目指すラダー教育システムによる教育を図っていく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
商工政策課、 企業支援課、 雇用人材局 雇用・働き方 政策課	8 賃上げに向けた価格転嫁率の向上対策等について 今年3月の中小企業庁の調査で、鳥取県の価格転嫁率が全国最低の37.5%となった。県内事業所において安定した賃上げを継続できるよう、その原因を調査・分析し実態をより正確に把握するとともに、政労使で協議するなどし、価格転嫁率上昇に向けた対策に取り組むこと。	今回の中小企業庁の調査結果を受け、8月17日に「鳥取県価格適正化及び賃上げに係る情報連絡会議」を開催し、県内事業者が適正に価格転嫁を進めるための意見交換を行った。 事業者の価格転嫁に関する調査価格転嫁の実態調査は、中小企業庁の調査のほか、複数の商工団体等が実施していることから、その結果を分析し、価格転嫁の推進に向け、成功事例の横展開による行動変容支援を9月補正予算案において検討している。 併せて、賃上げを支援する補助金について、よりきめ細やかな支援を可能とする見直しを9月補正予算案において検討している。 【9月補正】 ・取引先との価格転嫁個別支援・好事例横展開促進事業 7,045千円 ・地域の未来を創る賃上げ・価格適正化推進事業 300,000千円
雇用人材局 雇用・働き方 政策課、 くらしの安心 局 消費生活セン ター	9 カスハラ対策の義務化について 労働施策総合推進法の改正により、令和8年10月よりカスハラ対策が事業主に義務化される。厚生労働省の各指針を活用した県内事業者への周知、マニュアル作成や、加害者とならない消費者教育の充実を図ること。	令和8年10月の改正労働施策総合推進法の施行を念頭に、事業者のカスハラ対策を促すチラシを作成、周知するとともに、労働局と連携し、改正法及び国指針により示されたカスハラ対策の内容を事業者に周知するためのセミナーを実施してきた（令和7年度計5回、令和8年度計3回）。 また、厚生労働省が作成したカスハラ対策の企業向けマニュアルの活用を呼びかけるとともに、県独自でも介護現場におけるカスハラ対策マニュアルの作成を進めている。 さらに、令和6年3月に改訂した「鳥取県消費者教育推進計画」に「カスタマーハラスメントの防止の啓発」を盛り込むとともに、カスハラの加害者とならないよう、新聞、消費者講座、HP等を活用した啓発・情報発信に取り組んでおり、さらなる内容や機会の拡充を図っていく。
教育委員会 事務局 生徒支援・教 育相談センタ ー	10 鳥取県生徒支援・教育相談センターについて (1) 不登校・自死に繋がる可能性のあるいじめ・暴力・虐待・ヤングケアラーなど増え続ける相談に十分な人員配置をすること。	いじめ・暴力・虐待・ヤングケアラー等、あらゆる相談に対応するため、教育相談員1名、電話相談員2名を配置し対応しているほか、時間外の相談についても、外部の専門性の高い業者に委託して24時間いつでも相談ができる体制とするとともに、今年度よりSNSによる相談も開始するなど、相談体制の拡充を図っている。 学校内での相談体制については、スクールカウンセラーを全公立中学校区・義務教育学校・県立高等学校及び県立特別支援学校に配置し、児童生徒へのきめ細やかな心理的支援を行っている。 また、スクールソーシャルワーカーを県立学校8校に配置し全校を訪問できる体制を整えるとともに、配置を希望する市町村教育委員会には人件費の補助を行っている。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
教育委員会 事務局 生徒支援・教育相談センター	(2) 実際に長期に問題を抱えている小中学校に対し、共に考え、かつ実際に解決に導くために積極的に助言活動を行うこと。	いじめ等の問題を抱えている学校または市町村教育委員会からの要請に対し、外部有識者や学校管理職経験者で構成する学校支援チームを派遣して生徒指導上の課題や学年・学校づくり、校内支援体制づくり、校内研修等への助言などの支援を行っており、令和7年度は146回の派遣を行った。令和8年度より学校運営支援専門員を1名増員し、高校も含めて全校種に対応できる体制を整えている。 また、教職員対象の相談窓口及び「出かけるセンター」事業による研修を常時受け付け、学校の組織体制づくり等に係る助言・援助を行っている。
教育委員会 事務局 生徒支援・教育相談センター	(3) 困難の中にある学校に対し、学校支援チームについて十分な活用を積極的に呼び掛けること。	学校支援チームの活用について学校や市町村訪問で温度差があるため、引き続き、校長会での周知、研修会での紹介、学校訪問によりどのようなメンバーで、どのような支援ができるかについて丁寧に説明等を行い、学校及び市町村教育委員会に対し積極的な活用を呼びかけていく。